平成２４年（フ）第１４５８号
横浜市港南区上永谷２丁目20番11号　メゾン福岡Ｃ棟102
債務者　工藤　　舞
1　決定年月日時　平成24年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１４６０号
横浜市戸塚区舞岡町3644番地
債務者　入江　和美
1　決定年月日時　平成24年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１５０８号
横浜市保土ケ谷区境木町15番地41　コーポ坂101号
債務者　小野原　徹
1　決定年月日時　平成24年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月７日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３４８号
静岡県島田市元島田9036番地の１　マイライフ103号室
債務者　永田めぐみ
1　決定年月日時　平成24年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月５日午後３時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３５３号
栃木県塩谷郡塩谷町大字上寺島397番地２、前住所栃木県塩谷郡塩谷町大字道下826番地１
債務者　西川　剛史
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月７日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第３７８号
栃木県さくら市長久保２番地５
債務者　中村　正樹
1　決定年月日時　平成24年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月７日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第３８３号
栃木県矢板市末広町57番地３　エルディム栗田Ａ―103号、住民票上の住所栃木県大田原市紫塚１丁目11番12号　猪瀬アパート11号
債務者　佐原　　勉
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月７日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第３８４号
栃木県日光市上鉢石町1300番地、前住所宇都宮市陽南４丁目７番３号
債務者　海老根美郷
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月７日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第３８６号
栃木県真岡市荒町４丁目14番地10　中川住宅７号棟、前住所栃木県河内郡上三川町大字ゆうきが丘42番地６
債務者　吉田　博幸
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月７日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第３８７号
栃木県真岡市荒町４丁目14番地10　中川住宅７号棟、前住所栃木県河内郡上三川町大字ゆうきが丘42番地６
債務者　吉田　みつ
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月７日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第３８８号
栃木県宇都宮市大谷町908番地、前住所栃木県宇都宮市駒生町2412番地　コーポ京202号
債務者　岡﨑真由美
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月７日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第３９０号
栃木県小山市東城南５丁目36番地33　サンビレッジカシオペアＥ棟201号、前住所栃木県小山市若木町３丁目11番７号　ベルコーポレーション202号
債務者　髙梨　　悟
1　決定年月日時　平成24年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月７日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第８４３５号
東京都大田区蒲田３丁目12―21―203
債務者　石田エンリケータこと　イシダ　エンリケータ　サンピロ
1　決定年月日時　平成24年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月11日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８４４５号
東京都墨田区八広５丁目29―11―201
債務者　山際　幹記
1　決定年月日時　平成24年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月11日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８４５６号
東京都荒川区東尾久３丁目31―８―301
債務者　倉持　直美
1　決定年月日時　平成24年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月11日午前10時
東京地方裁判所民事第20部